

# 第 154 回宮崎県都市計画審議会

日時：令和 5 年 12 月 21 日（木）

13：30～14：15

場所：宮崎県庁 防災庁舎 5 階

防 51 号室

午後 1 時 30 分開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第 154 回宮崎県都市計画審議会を開会させていただきます。

私は、本日、司会進行を務めさせていただきます県土整備部都市計画課課長補佐の岡部でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、都市計画審議会委員 16 名のうち、12 名の委員に御出席いただいております。これにより、審議会の開催要件である委員の過半数の出席を満たしておりますことを、まず御報告させていただきます。

次に、審議会の委員に異動がございましたので、御紹介をさせていただきます。お手元にお配りしております「第 154 回宮崎県都市計画審議会委員名簿」を御覧ください。

5 号委員の宮崎県警察本部長・山本将之様が人事異動に伴い、御退任となりましたので、新たに、平居秀一様に委員に御就任をいただいております。

なお、本日は、代理として、宮崎県警察本部交通部交通規制課長の岩田浩幸様に御出席いただいております。

委員の異動に関しましては、以上となります。

また、本日御出席の委員の皆様の御紹介につきましては、委員名簿の配付をもちまして御紹介に代えさせていただきますと存じます。

皆様、本日はどうぞよろしくお願いたします。

それでは、次に、配付資料の確認をさせていただきます。お席にお配りしております資料は、まず、会議次第、委員名簿、配席図でございます。次に、資料 1 として、各議案のパワーポイントスライドの資料をお配りしております。また、本審議会の議案書でございますが、こちらは審議会に先立ち、委員の皆様に御送付させていただいております。最後に、参考資料といたしまして、関係資料をとじ込んだ青色のドッチファイルと黄色のファイルもお配りしております。

配付資料は以上となりますが、不足している資料はございませんでしょうか。

なお、青色のドッチファイルと黄色のファイルは、会終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、議事に先立ちまして、出口会長に御挨拶をいただきたいと思います。出口会長、よろしくお願いたします。

○**出口会長** 皆さん、こんにちは。12月に入って、25度の真夏日を超えたかなという先週でしたが、今週は、今度は真冬の真ただ中になりまして、びっくりしております。今日は12月21日という師走の忙しい中、皆さん御出席いただきまして、ありがとうございます。今日は2件諮問されています。皆様のお立場から忌憚のない御意見を頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。

○**事務局** 出口会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。出口会長、議事進行をよろしく願いいたします。

○**出口会長** では、座って進行させていただきます。

まず、議事に入る前に、本審議会の議事録署名を行う委員を、後藤委員と松本委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

では、本日の議事につきまして、事務局から進め方の説明をお願いいたします。

○**事務局** 都市計画課計画担当の古賀でございます。本日はよろしく願いいたします。

本日の議事について御説明をさせていただきます。お手元にあります会議次第を御覧ください。

本日の議案でございますが、次第でございますとおり、2件でございます。まず、議案第1号といたしまして、「日向延岡新産業都市計画区域区分の変更」について、議案第2号といたしまして、「宮崎広域都市計画道路の変更」に関して、それぞれ御審議をいただきたいと考えております。

事務局からは以上となります。

○**出口会長** 委員の皆様、ただいま事務局から説明がありましたように、それぞれ1号議案から個別に審議することよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** それでは、早速議事に入りたいと思います。

議案第1号「日向延岡新産業都市計画区域区分の変更」について、説明をお願いいたします。

○**事務局** 都市計画課計画担当の佐藤です。

議案第1号「日向延岡新産業都市計画区域区分の変更」について御説明します。議案書は4ページから7ページになっております。

まず初めに、区域区分制度について御説明いたします。

区域区分は、いわゆる「線引き」のことで、都市計画法第7条に規定されており、無秩序な市街化を防止し、効率的な公共投資と計画的な市街地形成を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分ける制度です。

市街化区域は、既に市街地を形成している区域、またはおおむね10年以内に優先的かつ計画的に公共施設などを整備し、市街化を図る区域であります。

一方、市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であります。スクリーンに示す写真は、宮崎市花ヶ島町の航空写真であり、赤の点線で示されているものが区域区分の境界線となっております。右側が市街化区域、左側が市街化調整区域に定められています。

このように、区域区分制度を活用することで、計画的な市街地への公共投資を図り、市街化調整区域では乱開発を防ぐとともに、農地や郊外部の緑地などの保全を図っております。

スクリーンには、区域区分を行っている一般的な都市のイメージ図を示しております。黒の点線の内側が都市計画区域になります。赤線が市街化区域と市街化調整区域を分ける区域区分の境界となっており、線の内側が市街化区域、線の外側が市街化調整区域となります。

市街化区域には、住居、商業、工業といった建築物の用途をまちの中で適正に配分し、都市機能の維持、住環境の保護、商業、工業施設の利便増進を図るために設定する用途地域が定められています。

スクリーンには、宮崎県の都市計画区域指定図を示しております。宮崎県では、19の市・町において、18の都市計画区域が指定されております。そのうち、延岡市、日向市、門川町の一部で構成される「日向延岡新産業都市計画区域」と、田野町を除く宮崎市、国富町の一部で構成される「宮崎広域都市計画区域」が、区域区分制度を適用しております。

次に、国が示す都市計画運用指針に基づく市街化調整区域から市街化区域に編入する場合の基準について御説明いたします。

市街化区域への編入は、市街化区域に隣接する市街化調整区域の土地であるものうち、1から7に示す区域について、関係する市・町との協議の上、実施することとしております。

今回の変更は、5の「線引きの境界を道路・河川等の地形地物により、明確にすることが必要な区域」に該当し、市の意向も踏まえ、市街化区域への編入を行うものでございます。

それでは、本案件について概要を御説明します。

スクリーンには、日向延岡新産業都市計画区域図を示しております。今回の変更箇所は、日向市大字財光寺の一部で、赤丸で示す箇所です。

こちらは拡大したものです。変更箇所は赤で示した箇所で、現在、市街化調整区域となっております。用途地域の着色がされている部分が市街化区域となり、着色のされていない箇所が市街化調整区域となります。変更箇所は、国道10号の東側にある、工業地域と塩見川に挟まれた箇所となります。

こちらは、航空写真に区域区分の境界を示したものです。赤色の線が現在の区域区分の境界となります。塩見川に沿って区域区分の境界が示されておりますが、当該地部分は、食品工場と病院の敷地内に境界があり、地形地物に沿ったものとなっております。

都市計画法施行令第8条第3項において、「区域区分のための境界は、原則として、鉄道その他の施設、河川、海岸、崖その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めることとし、これにより難しい場合には、町界、字界等によること」となっております。

日向延岡新産業都市計画の区域区分は昭和45年に決定され、当時の塩見川との境界を区域区分の境界としておりましたが、決定から53年が経過し、河川管理者と土地所有者の境界立会いにより確定している現在の塩見川の境界と区域区分の境界が乖離している状況となっております。

そこで、スライド右側に示すとおり、今回の変更により、当該地区における現在の河川の境界と区域区分の境界を整合させることで区域区分の境界を明確にするため、赤で着色された範囲を市街化区域へ編入するものです。

説明は以上になります。

○**出口会長** ありがとうございます。ただいま説明がありました内容につきまして、御意見を頂ければと思います。御質問、御意見がある方はよろしくお願いたします。

○**OA委員** 今の説明で大体分かりますけれども、河川管理者と合意して線引きをしたというのが昭和50年ぐらいですか。

○**事務局** 45年です。

○OA 委員 その間ずっとほっておかれたというのは、どういう理由なのでしょう。

○事務局 委員御指摘のとおり、昭和 45 年当時の地形図に基づく河川との境界を区域区分として計画決定したところがスタートです。

なぜ今まで放置されていたのかということですが、詳しい経緯までは我々も資料を見た限りでは確認できていませんが、恐らくは、河口に近く潮の満ち引きの影響があるエリアということで、決めた当時の境界はここだということの地形図の精度と、近年、測量技術のレベルが上がって、河川管理者と民地の所有者が実際に行った境界確認とのラインに乖離があったことが原因でこのような不整合が出ているところかと思います。

冒頭に法律の説明をさせていただいたとおり、区域区分線は、基本的に地形地物、施設によるものということで、昭和 45 年当時の確認できる図書、現地の状況から判断して、今現在の区域区分線は決められたかと思いますが、その後の土地利用が進む中で、河川管理者と土地の所有者、双方の主張で実際に確定した境界にずれがどうしても出てしまったということで今に至っているのかなというところでは。

これまでなぜ分からなかったのかということに関しては、その辺りの背景が原因なのかなと思っております。

○OA 委員 今回は日向市の方が気がついたということでもいいんですか。

○事務局 実際に建築確認、許可申請を受けているのが特定行政庁である日向市さんということで、きっかけとしては日向市さんのほうから、ちょっと線がずれているみたいだということで相談があったのがスタートになっています。

○OA 委員 以上です。

○OB 委員 今回の区域区分の変更に関しては異論はございませんが、一つ質問させていただきたいのが、昭和 45 年に区域区分の線引きが決定された時点において、この食品工場と病院の施設が既にあったのかなかったのかというところは、調査して今お分かりになりますでしょうか。

○出口会長 もし事務局のほうで分かれば。今日は該当する日向市の皆さんも見えていますので、そちらのほうでもよければ御回答をお願いいたします。

○事務局 今調べている範囲では、詳しくいつの頃というところまでは分かっていませんが、少なくとも平成になるくらいには建っていたと伺っています。線引き当時にあったかなかったかということですので、確認できている建築確認の図面上は今の形になっている

ので、線引き当時はまだ今の形ではなかったのではないかと思います。特に工場のほうは増改築を繰り返されているということらしいので。

**OB 委員** この病院の敷地は、歴史的にいうと、戦時中の海軍の飛行場跡地だったらしいのですが、その時点で既に施設が先にありきで、その中で昭和 45 年に線引きをここにしましょうということになった可能性もあるのかなと思います。もう一つの食品工場に関していいますと、線引きの後で増改築が行われてきたということであれば、いわゆる市街化調整区域の中に工場を増築し続けてきたのであれば、線引きの意味というか拘束力というか、線引きをしているにもかかわらず、境界が河川敷であるということであまいなのでどんどん広げていった経緯があるのかなというところが懸念した点でありました。ありがとうございます。

**○事務局** 今の御指摘の件に関しては、建築確認申請上は、市街化区域の土地として扱われていることは確認しています。河川境界が区域区分の境界という認識で恐らくやっていたということ。それから、河川ですので、勝手に盛土して張り出すというのは当然河川法のほうで罰せられますので、単にと言いますとちょっと言い過ぎかもしれませんが、我々の土地としては河川の境界までだと。線引きのルール上、河川までが市街化区域だという許可権者側の認識の下でこういう形になったと我々は理解をしております。

**OB 委員** 当時から適正にやってきて、現状ちょっとはみ出すくらいということが今になって分かったという感じでしょうか。

**○事務局** 実際の許可行為としては適法でやっていらっしゃる中で、我々都市計画サイドの線にずれがあったというところかと思っています。

**○出口会長** ありがとうございます。ほかに御質問等はございませんか。

**OC 委員** 一つ確認ですが、この土地が市街化調整区域から市街化区域になることによって、この土地の所有者にメリット、デメリットがあるのか。例えば固定資産税の評価が高くなるとか安くなるとか、そういった影響は何かあるのでしょうか。

**○事務局** 市街化区域になることでメリットというのは、一般論でいいますと、市街化調整区域は開発が基本的にできない土地、市街化区域になれば、この後、日向市決定で用途地域が決定されますので、その用途地域の用途に合わせた土地利用が開発行為の許可を取らずにできる。建築許可だけで用途に合った建物が建てられるようになるというメリットはあるかと思います。

固定資産税上の評価は、基本的にはどちらも都市計画区域内ですので、変わらないのかなと認識しています。

○**出口会長** ほかにございませんでしょうか。

○**OA 委員** パワーポイントの7ページで、塩見川の河口のところは白っぽくなっていますが、ここは市街化区域で用途は決めていないということではないんですか。

○**事務局** ここに関しては、陸地側の道路までを市街化区域にしています。ここは日向市さんの下水道処理場の敷地になっていまして、いわゆる都市施設ということで都市計画決定されている施設ですが、ここに関しては、都市基盤のものということですので、市街化区域に入れなくてもいいという判断で今のところ入っていません。

○**OA 委員** そのまま延ばしておけばいいのになという気もしないでもないけれども、なぜそこだけが。その理由はあまり関係ないわけですか。

○**事務局** 線引きの仕方として、川沿いについて河川で引くか、道路でやるかというところで、線引きしたときに下水道の処理施設の計画があったとすれば、土地利用としては民間開発で何かをする土地ではないということで、あえて入れなかったのかなと考えています。

○**OA 委員** 分かりました。

○**出口会長** ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

では、御意見も出尽くしたようですので、第1号議案は、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** それでは、議案第1号は原案どおりといたします。

引き続きまして、議案第2号「宮崎広域都市計画道路の変更」について、説明をお願いいたします。

○**事務局** 都市計画課計画担当の恩塚です。

議案第2号「宮崎広域都市計画道路の変更」について御説明します。議案書は、8ページから24ページとなっておりますので、併せて御参照ください。

本議案は、宮崎市北部地域と宮崎市南部地域を結ぶ、都市計画道路3・2・5号宮崎西部環状線における都市計画変更について御審議していただくものでございます。

初めに、都市計画道路網の構築の基本となる宮崎市のまちづくりの基本的な方針について御説明します。



都市計画に関する基本的な方針を示した宮崎市都市計画マスタープランでは、宮崎西部環状線は、宮崎市中心市街地周辺及び市街地流入部交通の効率化と交通混雑の緩和を促進するため、市中心部に集中する自動車交通を迂回・分散させ、市街地内交通の円滑化を図る環状道路ネットワークの一部となっており、優先的に整備を実施することとなっています。

次に、宮崎西部環状線の概要について御説明します。

スライドの図面は、宮崎市中心部の都市計画図になります。図面右側が北方向となります。

図面に赤線で示しております都市計画道路宮崎西部環状線は、宮崎市源藤町南田に位置する都市計画道路大淀青島線との交差点を起点とし、宮崎市大字芳士字五反田に位置する花ヶ島西通線との交差点を終点とする、延長約1万5,500メートル、幅員30メートルの幹線街路です。そのうち、実線で示す範囲が整備済み区間で、点線で示す範囲が未整備区間となります。

今回は、区域の変更①と示す未整備区間1か所及び区域の変更②③と示す整備済み区間2か所における区域の変更と、整備済み区間中央に位置する1か所において交差点区域の変更を行うこととしています。

ここからは、それぞれの変更箇所について詳細に御説明します。

まずは、区域の変更①についてです。

区域の変更①は、未整備区間において都市計画区域の変更を行うものです。

こちらの図面は、区域の変更①の箇所とその周辺を示したものです。右下には変更箇所を拡大した図面を示しております。図面左側が起点、右側が終点方面になります。

道路の整備を実施するに当たり、現況の地形や地質について詳細に調査を行った結果、道路を構成する法面の一部において、整備に必要となる区域に変更が生じました。当路線の区域として必要な範囲を明確にし、着実な都市施設の整備を図ることを目的として、現在の都市計画の区域に含まれない赤着色部分を追加し、現在の都市計画区域のうち都市施設の整備に不要となる黄色着色部分を削除するものであります。

次に、区域の変更②③についてです。

区域の変更②③は、整備済み区間において都市計画区域の変更を行うものです。

スライドには、都市計画道路の計画決定後に発生する都市計画法第53条に基づく建築制限のイメージを示しております。都市計画の決定後、都市計画道路の計画区域内では、

建築物を建築する際には法に基づく許可申請が必要となり、2階建て以下の木造及び鉄骨造り等の建築物を建築することは許可されますが、鉄筋コンクリート構造や地下を有する建築物等、容易に移転、除去ができない建築物の建築は制限されます。

これは、都市計画道路の計画区域内における建築に制限を加えることで、将来、道路を建設する際、事業の円滑な施行を確保することを目的としております。計画どおりに道路が整備されれば目的は達せられますが、法律上は、道路の整備が完了しても、都市計画道路の計画区域内ではこの制限が残ると解釈されています。

こちらの図面は、区域の変更②の箇所とその周辺を示したものです。下には、変更箇所を拡大した図面を示しております。図面左側が起点方面、右側が終点方面になります。

宮崎西部環状線の生目台東地区付近では、沿道の地形的特性から、道路に付随する法面を含めて都市計画決定がされています。これにより、都市計画道路は完成しているにもかかわらず、都市計画区域内で開発を行う際には、都市計画法第53条に基づく建築許可が必要となる場合があり、土地利用に一定の制限がかかる状況にあります。

そこで、今後の沿道における有効な土地利用につながるよう、左上の断面図に示すとおり、黄色で着色された法面部分を計画区域から削除するものです。

こちらの図面は、区域の変更③の箇所とその周辺を示したものです。下には、変更箇所を拡大した図面を示しております。図面左側が起点方面、右側が終点方面になります。

当該箇所も区域の変更②箇所と同様に、道路に付随する法面を含めて都市計画決定されておりますが、既に整備が完了しており、建築制限をかけ続ける必要がないため、黄色で着色された法面部分を計画区域から削除するものです。

最後に、交差点区域の変更についてです。

こちらの図面は、交差点区域の変更箇所とその周辺を示したものです。下には、変更箇所を拡大した図面を示しております。図面左側が起点方面、右側が終点方面となります。

対象の交差点は、本路線が市道大塚柏原線と交差する箇所になります。本路線の現在の区域は市道を挟んで途切れておりますが、本路線を一連の区間として計画決定するため、今回、赤着色部分を追加するものです。

議案第2号の説明は以上となります。

○**出口会長** ありがとうございました。宮崎西部環状線を建築する前に指定した部分が、完成後、それが対象外になったので外したい、あるいは新しく入れたいという案件だと思います。皆様方、御質問、御意見等をよろしくお願いいたします。

**OB 委員** 変更前の道路の幅員から変更後の道路の幅員が図示されています。変更内容の①②③、それぞれに幅員の断面があるかと思いますが、黄色で塗られた法面の部分が今回、変更後、道路から外れるということになったときに、地権者といいますか、外れた部分の所有権に関しては県の所有になるのかという質問が1つ。

もう一つは、法面でしょうから、ここに何か建造物とか建築物を建てるということは物理的に不可能ではないかと思います。その不可能なことを認識しながら、なぜあえて外すのかという質問です。よろしくお願いします。

**○事務局** まず1つ目、所有者はどうなるかという話ですが、今回、我々が行う手続は、都市計画法に基づく区域の削除ということで、実際の道路の管理については、道路法に基づく道路区域としての管理を行っております。道路区域については、道路を構築する法面が存在する以上は道路区域として今後も管理を続けていきます。これは県道ですので、基本的には県の所有物として今後も管理されていくこととなります。

2つ目の御質問は、物理的に無理なのではないかというお話でした。我々としても、法面がこのままであれば当然土地利用はされないのですが、近年よくあるのが、沿道の法面の背後の土地を所有されている方が、幹線道路沿いということで、幹線道路からの出入りをしたいということで、道路法に基づく承認工事の許可を受けられて法面を切り下げられて、道路と自分の土地の高さをそろえて利用されるケースがある中で、法面がその時点で切り下げられてなくなると、道路と民地がフラットにつながった状態で、切り下げた所有者の方としては、道路との間にあるもともと法面だった土地も一緒に使いたいというのがその先に出てくる。そうすると、道路管理者サイドで、状況によっては払い下げをして個人の方に売り払うというケースも近年例としてあります。そのときに、我々都市計画の計画区域が残っていると、さっき説明があったように、建築制限は道路整備後も残ったままということで、道路は整備されているにもかかわらず53条の許可も受けていただかないといけない。そういったケースを想定した上での今回法面部分の削除ということを行っております。

**OB 委員** ありがとうございます。2つ目の説明はよく理解いたしました。

この道路を通す際に、法面も含めたところでの土圧であるとか、土砂災害の防止であるとか、そういったことも含めて道路の設計をされたのではなかろうかと思います。その後、法面を払い下げして民間がここに引き込み道路を造りたいというときに、道路を設計した際の強度や土砂の安全性の担保というところを全く民間任せにするとなったときに、

その工事に派生して土砂災害が発生したり、道路に亀裂が入るであるとか、そういったことを抑制するために、あくまでもここを都市計画区域内に残しておくという考えもあるのかなと思いましたが、その辺りは民間にお任せするという考え方になるのでしょうか。

**○事務局** 都市計画法はあくまでも計画法なので、道路を造るまでが重要なんですけれども、実際に道路区域の法面である以上は、民間が勝手に切り下げることにはできないことになっています。切り下げたいといった場合には、道路管理者の承認を得ないといけません。その承認をする際には、当然、道路側としては、道路に影響がない施工法とか構造でやっていただかないといけませんので、それなりに、我々が設計・計画して道路を造ったときと同じレベルの内容のことは求めております。ですので、何でもかんでもオーケーということではなく、承認工事の承認が出たとしても、道路管理上支障がないものとしてやっていただくことが前提になっておりますので、懸念されるようなことは発生しないと考えております。

**○出口会長** ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

**○OA 委員** 今回の部分ではありませんが、パワーポイントの5ページ、都市計画法第53条で、計画が決定された後での建築制限的なものがありますが、計画が決定する時点では土地の買収とかそういうものはまだ終わっていないと。終わっていない段階で決定するんですか。

**○事務局** おっしゃるとおり、都市計画決定の段階では、ここに都市基盤として道路を造りますというのを明確にすることが大きな目的なので、個人の土地はそのまま個人の土地としての状態で計画線が入ることになります。

**○OA 委員** まだ土地買収は終わっていないわけですね。分かりました。

**○出口会長** ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

**○OD 委員** パワーポイントの8ページ、市道大塚柏原線の交差点区域の追加変更について、これを具体的に説明をお願いしたいのですが。

**○事務局** なぜつながっていないのか、経緯を我々も調べたのですが、この宮崎西部環状線の一番最初に計画決定された段階の区間が、国道220号の南バイパス源藤交差点の南側、ここを起点として、宮崎西バイパス（国道10号）まで、ここが最初の終点位置でした。その後、区間延伸ということで、議案として挙げている市道大塚柏原線の交差点、今は市道となっていますが、これが以前は国道10号で、西バイパスができる前の旧道になります。ここを一旦終点として、この短い区間が延伸されています。西バイパスとは

立体交差なので計画延伸するときはそのままつないで、旧国道の今の市道にタッチさせるという、ここは平面で交差しますので、一旦ここでタッチさせるという延伸をしています。さらにその後、終点の位置を、旧国道の今の市道からこちらの芳土、宮崎北バイパスまで一気に延ばしているというのが、これまでのこの路線の変更の経緯です。

これが市道で、ここが一旦終点になったので、この道路のこの図でいうと左側に道路がタッチするという形で計画が決定されて、その後、この道路の右手側に延伸をしていますが、その延伸する際に、この道路をまたぐときに、線をつないで区域を一連とせず、道路を通過した後に宮崎西部環状線の区域を新たに始めるという形で計画決定がされていた関係で、この相中が抜けているということになっています。

都市計画道路としては、これは宮崎西部環状線という一つの路線として15.5キロの計画決定をしておりますので、本来であれば一連区間として区域がずっとつながっているというのが都市計画の考え方ですけれども、そういう終点の位置の段階的な変更の中で、ここが以前は国道10号だったということもあって、一旦上位道路の手前で切って改めて始めるという形を取った関係で、ここに中抜けしている赤着色部分が発生してしまったのではと推察しております。今回、一連の区間として区域を設定すべきということで、ここをつなげるというのが今回の議案になっております。

以上です。

○OD委員 分かりました。

○出口会長 ありがとうございます。歴史的なところで、その接続部分が残ってしまっていることを今ここで解消したいという提案でございます。

ほかに御意見等ございませんでしょうか。

では、議案第2号についてお諮りいたします。

議案第2号は、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○出口会長 それでは、議案第2号は原案どおりといたします。

では、これで1号議案、2号議案の審議を終了して、進行を事務局にお返ししたいと思います。御協力ありがとうございました。

○事務局 出口会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、御審議ありがとうございました。

それでは、最後に事務局より事務連絡がございます。

次回の第 155 回宮崎県都市計画審議会の日程でございますが、来年の 3 月頃の開催を予定しております。委員の皆様には、後日、開催案内を送らせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第 154 回宮崎県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

午後 2 時 15 分閉会